

感染症による出席停止について

下記の表にあるような学校感染症にかかり、医師がその必要があると診断した場合は、**出席停止**の措置が取られます。**医師の登校許可が出るまでは登校できませんが**、通常の欠席とは区別されます。

証明用紙をお渡ししますので、医師に記入してもらい、学校まで提出して下さい。

■ 手 続 き ■

- 医師の診察を受け、出席停止の診断・指示を受けたら、すぐに学校へ欠席の連絡をしてください。

そのときに、診断を受けた病名と出席停止の指示を受けたことをお伝えください。

- 学校から所定の「**傷病証明書**」用紙をお届けします。医師宛の「**傷病証明依頼書**」とセットになっていますので、そのまま病院に提出して記入を受けてください。
- 傷病証明書は、医師の登校許可が出て登校を始める日か、またはそれまでに、学校へ提出してください。
- 医師に出席停止の診断・指示を受けた日から、傷病証明書に医師が記入した登校許可日までの日数は通常の欠席(病気、けが、事故、私用など)とは区別され、「出席停止」として学級閉鎖や忌引と同じ区分に記録されます。
- 傷病証明書用紙は、兄弟姉妹または近くの児童を通じてお届けしますが、直接来校していただいた場合は、すぐにお渡しすることができます。

おもな学校感染症

表 1 (学校感染症 第2種)

種	病名	おもな症状	感染経路	潜伏期間	出席停止期間	備考
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ等を除く)	高熱(39~40℃) 関節や筋肉の痛み 全身倦怠感 咳、鼻水 のどの痛み	接 触 飛 沫	1~3日	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった後2日を経過するまで	肺炎や脳炎などの合併症に注意。発熱や意識の様子に気をつける。
	百日咳	コンコンという短く激しい咳が続く	飛 沫 接 触	1~2週	特有の咳が出なくなるまで、または抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	3歳以下の乳幼児は肺炎を合併することがある。
	麻疹 (はしか)	目の充血・鼻汁とともに発熱、口内に白い斑点 ↓ 一旦解熱して再び高熱が出たとき全身に発疹	飛 沫	8~12日	熱が下がった後3日を経過するまで	肺炎や脳炎を発症することがある。
2	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱 耳の前下部の腫れと痛み(押すと痛む)	飛 沫 接 触	2~3週	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	思春期以後の感染では、睾丸炎や卵巣炎の合併症に注意。無菌性髄膜炎や難聴を合併することがある。
種	風疹 (三日ばしか)	38℃前後の発熱 淡紅色の発疹 リンパ節の腫れ	飛 沫 接 触	2~3週	発疹が消えるまで	妊娠初期の感染は奇形児出生率が高い。
	水痘 (水ぼうそう)	紅斑 → 水疱 → 膿疱 → かさぶた 軽い発熱	飛 沫 接 触	2~3週	すべての発疹がかさぶたになるまで	肺炎や脳炎、ライ症候群などの合併症に注意。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	38~40℃の発熱 のどの痛み 目やに 結膜の充血	飛 沫 接 触 (結膜)	2~14日	主な症状がなくなった後、2日を経過するまで	医師の許可が出るまでは、プールには入らない。

<p style="text-align: center;">結 核</p>	<p>(初期の症状) 発熱、咳、疲労感、 食欲不振 など</p>	<p>飛 沫 経 口 接 触</p>	<p>感染しても 臨床症状出 現は一様で はない</p>	<p>病状により医師が感染のおそ れがないと認めるまで。 (第3種と同じ扱い)</p>	
<p style="text-align: center;">髄膜炎菌性 髄膜炎</p>	<p>発熱、頭痛、嘔吐 出血斑</p>	<p>飛 沫</p>	<p>1～10日</p>	<p>病状により医師が感染のおそ れがないと認めるまで。 (第3種と同じ扱い)</p>	<p>まひやてんかんな どの後遺症が残る 場合もある。</p>

表 2 (学校感染症 第3種)

※ 表は例の一部を紹介。下の表を参照してください。

種	病名	おもな症状	感染経路	潜伏期間	出席停止期間	備考
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	激しい腹痛 水様性の下痢 血便	経口 接触	10時間 ～6日	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで	溶血性尿毒症症候群などの合併症に注意。
	流行性角結膜炎	目の異物感、充血 まぶたの腫れ 目やに	飛沫 接触	2～14日		医師の許可が出るまではプールには入らない。
	急性出血性結膜炎 (アポロ病)	急性結膜症状 結膜が赤くなる 異物感 涙が出る	飛沫 接触	1～3日		
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	米粒～豆大の水疱が破れて、膿が出る かゆみ	接触	2～10日		
	手足口病	軽い発熱(2～3日) 小さな水疱が口の中 や手足にできる	飛沫 経口 接触	3～6日		
	溶連菌感染症	高い発熱、のどの痛み、発疹、イチゴ舌	飛沫 接触	2～5日		
	伝染性紅斑 (リンゴ病)	両ほおに少し盛り上がったじんましんのような発疹 発熱	飛沫	4～14日		

学校感染症の種類

学校感染症は、「学校において予防すべき感染症」として「学校保健安全法」に定められた感染症のことをいい、次の3種類に分類されています。

◆第1種 《 発生はまれだが重大な感染症 》（表は省略）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス性のもの)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1型)

◆第2種 《 放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある飛沫感染する

学齢期の主要な感染症 》（表1の8種）

インフルエンザ(鳥インフルエンザ等を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

◆第3種 《 飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校で流行が広がってしまう

可能性がある感染症 》（第1・2種以外で子どもがかかりやすい感染症）

溶連菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症

（上記と表2の例のほか、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎などもあります。）

登校についての取り扱い

感染症にかかった場合の出席停止期間について、[学校保健安全法](#)では次のような扱いが定められています。

- ① **第1種**については、感染症予防法により、発症すると入院・治療し、**完治するまで退院できない**ので、その間は登校できません。
- ② **第2種**にかかった場合は、学校に届け出て、定められた出席停止期間に従って、**医師の登校許可**が出るまで家庭で安静にします。
- ③ **第3種**については、出席停止期間の個別の基準はありません。「病状により医師において感染のおそれないと認めるまで」となっていますので、**症状によって登校してもよいと医師が判断した時は登校できます**。